

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2958号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



馬の親子

### もくじ

● ● ● ● ● ●  
随 情 政 活 活

想 報 策 動 動

平成28年熊本地震に関する緊急要望を実施……………(2)

「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」に  
民部田経済農林委員会委員長が出席……………(4)

PPP/PMFの最近の動向と町村における取り組みについて  
町村Nav……………(10)

「どうにかよろしく!」  
—意義ある自治体交流を—愛知県町村会長・飛島村長 久野 時男……………(11)

### コラム

## 漁村と津波防災

東京大学名誉教授

大 森

彌

農山漁村というように一括して呼ぶことがあるが、もちろん、山村、農村、漁村の成り立ちも生活条件も異なっている。これらの地域に所在する自治体としての町村も、それぞれに施策に工夫をこらしている。町村の存立とその自治を護ることに関心を持ってきた筆者は、論考や講演などでは、どちらかといえば農山村への言及が多く、漁村のことを忘れてがちであった。東日本大震災は、その反省の機会となった。

NHK BSプレミアム「英雄たちの選択」は、2016年3月10日、40年もの歳月をかけて普代水門・太田名部防潮堤を建設した和村幸得元普代村長の「偉業」を取り上げた。人口約2,900人の三陸海岸沿いの普代村は、3・11の大津波でも一人の死者も出さなかった。この事例は海外でも評価高く報道された。

東日本大震災では高さ10mの大型防潮堤をはじめ各地の水防施設が越水・破損により機能不全に陥った。それゆえ、復旧・復興のためには、より高い防潮堤を建設すればよいと考えがちになる。しかし、普代村の場合でも、高さ15・5m、延長155mの太田名部防潮堤は細長く入り込んだ地形の谷間をつな

いでいて集落から海は望めず、また高さ15・5m、幅205mのコンクリート製の普代水門はその内側の集落を守ったが、海・海岸と集落との密接な関係は希薄になっているという感じは否めない。

かつて各地の漁村を訪れた時の記憶をたぐり寄せれば、多くの漁村は、家々がびっしりと建て詰まっていて、狭い路地は通路であると同時に住民の生活が交差する付き合いの場にもなっている。路地は必ず漁港に通じ、漁港は人びとの交流・イベントの場所となっている。漁村とは海と漁業と集落が一体化している生活の場ではないか。被災漁村の復興は、これをどう取り戻せるか、あるいは再生させることができるかが基本的な課題ではないか。防潮堤が海と集落との間のバッファであるとするれば、集落と海を遮断するコンクリートで防潮堤を造らなくてもよいかもしれない。「いのちを守る森の防潮堤プロジェクト」もある。浸水地域に盛り土をして、そこへポット苗を多種多様に混植、密植する。地中深く根を張った森が緑の壁になり、波砕効果によって津波の力を弱め、引き潮による被害も軽減できるという。この方策でも海と共に生きる漁村の再生に役立つように思うが、どうだろうか。

### 写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、図書カード(3千円)を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

# 平成28年熊本地震に関する 緊急要望を実施

## 全国町村会

### —地震対策町村協力本部を設置—

河野防災担当大臣(右)に要請する藤原会長(中央)と荒木熊本県町村会長(左)



全国町村会は、4月14日に発生した熊本県熊本地方等を震源とする地震(平成28年熊本地震)による被災町村等に対し、救援、復旧、復興等の支援を行うため、16日、「平成28年熊本地震対策町村協力本部」を設置。政府の非常災害対策本部等との連絡調整を行うとともに、各都道府県町村会等と連携し、被災者への速やかな救援及び被災地域の早期復旧、復興等について最大限の支援と協力を行うこととした。

21日には藤原全国町村会長(長野県町村会長・川上村長)と被災地の荒木熊本県町村会長(嘉島町長・全

高市総務大臣(右)に要請



国町村会副会長)が、政府及び自民党に対し、緊急要望を行った。緊急要望は、行方不明者の早期発見・救出、避難所等での飲料水・食料等の確保、生活インフラ・交通インフラの早期復旧、仮設住宅の早期建設をはじめ、激甚災害への早期指定や交付税措置の拡充等災害復旧に向けた財政支援措置などを求めるもの。

藤原全国町村会長と荒木熊本県町村会長は、河野防災担当大臣、高市総務大臣、石井国土交通大臣、谷垣自民党平成28年熊本地震対策本部長(幹事長)、土屋総務副大臣などと面談、要望内容の早期実現を求めた。要望

石井国土交通大臣(左)に要請



書を受け取った河野防災担当大臣は、「総理からは予備費をいただいているので、必要な物資を早急に送らせていただく。現地の要望にもきめ細かく対応していくので、対策本部を通じて伝えてほしい。」と応じた。

また、高市総務大臣からは、「現地の被災者の皆様に寄り添って対応していきたい。総理からは、出来ることはすべてやるという方針のもとで、各省庁が一体となって連携していくよう指示があった。総務省としては、被災町村の財政運営に支障がないように、普通交付税の繰上や特別交付税等精一杯対応していきたい

活 動

い。「石井国土交通大臣からは、「住宅については、生活環境の改善、長期避難所に留まることがないように総理から重ねて指示があったところ。一日も早い環境改善に全力で取り組んで行きたい。」「高速道路の復旧についても、一時期600kmの不通区間であったが、現在は75kmまで縮まってきた。被災地のインフラについて順次早急に復旧できるように対応していきたい。」谷垣自民党平成28年熊本地震対策本部長（幹事長）からは、「避難所の運営、支利物資・人的支援の受け入れ体制等々これからのステージ毎に何が必要なの



▶谷垣自民党平成28年熊本地震対策本部長（中央）に要請

のか、地元の話をよく伺って出来る限りのことをしていきたい。」との発言があった。  
緊急要望は、以下のとおり。  
**平成28年熊本地震に関する緊急要望**  
4月14日に最大震度7を観測した熊本県熊本地方を震源とする「平成28年熊本地震」は、16日未明にはマグニチュード7.3の本震が発生。その後も震度6強を含む余震が700回近く起き、さらに震源が大分県や熊本県八代方面でも観測されるなど、拡大の様相すら見せている。



▶土屋総務副大臣（右）に要請

この地震により熊本県を中心に50人を超える死者・行方不明者、1100人に及ぶ重軽傷者を数えるとともに、多くの家屋・公共施設の倒壊や道路・橋梁の崩壊など、人的・物的被害は甚大なものとなっている。電気・ガス・上下水道等の生活インフラ、道路・鉄道・新幹線・航空路線などの交通インフラにも激しい被害があり、機能の回復もままならない状態である。

こうした中、熊本県、大分県、福岡県、宮崎県で最大20万人近くが避難生活を余儀なくされ、現在でも10万人以上が不慣れた避難生活を強いられている。

被災町村では、余震が頻発する中、被災者の救命・救助、避難者の救護、被害状況の把握に不眠不休で当たっているところであるが、対策本部となるべき役場庁舎自体が地震被害で機能を喪失している自治体もある。被災町村は中山間地域も多く、財政基盤も脆弱であり、災害救助・復興、被災者の生活支援をはじめ、地域の生活基盤を速やかに回復していくためには、国による万全な支援が不可欠である。

よって国においては、以下の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 行方不明となっている方々の早期発見・救出に全力を挙げること。

2. 避難所等への飲料水、食料、医薬品、生活用品等の確保・早期送達を行うこと。

3. 電気、ガス、上下水道等の生活インフラ、道路、鉄道、航空路線等の交通インフラの早期復旧に全力を挙げること。

4. 今回の地震を、災害対策基本法に規定する激甚災害として早期に指定すること。

5. 被災町村における仮設住宅の早期建設、被災者の住宅の再建等に向け、全面的な支援を行うこと。

6. 家畜舎、園芸施設等、農業関係にも甚大な被害が生じ、今後の生産等への深刻な影響が懸念されることから、被災生産者等への十分な支援措置を講じること。

7. 役場庁舎の損壊により喪失している行政機能の回復をはじめ、被災した公共施設の早期復旧に十分な財政支援措置を講じること。

8. 大量に発生する災害廃棄物の処理について、特段の支援措置を講じること。

9. 普通交付税の繰上げ交付を行うとともに、特別交付税による十分な措置を講じること。

10. 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡充を図ること。

11. その他、被災者の一日も早い生活再建について、迅速かつ万全の支援を行うこと。

平成28年4月21日

熊本県町村会長 荒木 泰臣  
全国町村会長 藤原 忠彦



▲意見を述べる民部田経済農林委員会委員長  
(岩手県町村会長・岩手町長)

# 「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」に民部田経済農林委員会委員長が出席

「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」(第1回)が4月14日、農林水産省で開催され、全国町村会の民部田経済農林委員会委員長(岩手県町村会長・岩手町長)はじめ、内田宮崎副知事(知事代理)、牧野長野県飯田市長が出席、林地台帳の整備について、地方の立場から意見を述べた。

森林・林業施策の推進の一環として、今国会に提出された森林法等の一部を改正する法律案において、森林の所有者や境界の確定等を図る林地台帳の作成等が市町村に対し義務付けられている。このため、国と地方が緊密に協議し、林地台帳の整備等を円滑に推進し、今後の森林整備につなげていくことを目的に協議の場が設置された。

第1回となる協議の場で、はじめに伊東農林水産副大臣が「豊富な森林資源を活用して林業の成長産業化を図っていくのは大事なことであるが、長年続く林業の低迷によって森林所有者の経営意欲が近年限界に達しつつある。さらには、世代交代などと相まって森林を資源として活用していくことができない実情にある。本国会に提出した森林法の一部を改正する法律案では、新たに林地台帳制度を創設することとしているが、こうした現状に歯止めをかけるため、森林所有者や境界の状況について市町村がデータベースとして整備、更新し、この情報を担い手に提供することで、森林整備などに活用していくことを目的としている。台帳の整備・運用にあたっては、住民に身近な立場で行政にあたっておられる市町村の皆様や、森林に関する情報を整備していきたい

は、はじめて伊東農林水産副大臣が「豊富な森林資源を活用して林業の成長産業化を図っていくのは大事なことであるが、長年続く林業の低迷によって森林所有者の経営意欲が近年限界に達しつつある。さらには、世代交代などと相まって森林を資源として活用していくことができない実情にある。本国会に提出した森林法の一部を改正する法律案では、新たに林地台帳制度を創設することとしているが、こうした現状に歯止めをかけるため、森林所有者や境界の状況について市町村がデータベースとして整備、更新し、この情報を担い手に提供することで、森林整備などに活用していくことを目的としている。台帳の整備・運用にあたっては、住民に身近な立場で行政にあたっておられる市町村の皆様や、森林に関する情報を整備していきたい」と述べた。

た道府県の皆様方と十分協議しながら、国としてしっかりとした方針、マニュアルを作成、地方公共団体にきめ細やかに対応していく必要があると考えている」と述べた。

引き続き出席者からの意見陳述が行われ、本会の民部田経済農林委員会委員長は、「地方においては農地でさえ耕作放棄地が増えており、その土地の確定にも苦労している現状であるため、森林の所有者、境界を明確にしていくことは並大抵ではないが、近い将来を展望した際、これをしなければ森林の未来はないと言っても過言ではない。森林の整備を進めるためには、森林所有者の特定と森林境界の明確化を図っていくことが大きなテーマであり、林地台帳の法制化によって、課題解決の方向に持っていけるのであれば、我々も協力したい」とした上で、規模の

活 動



▲ 林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場

▶ 挨拶する伊東農林水産副大臣

小さい町村にとって、専門の林務担当職員を配置し、業務を遂行していくことの困難性についても言及。林地台帳のあり方については、今後設置される事務レベルの検討会の意見を十分に踏まえるとともに、先般提出した「林地台帳の整備に関する意見」を反映したものとされたいとし、次の事項を要請した。

① 林地台帳の整備について、自治体への説明を丁寧に行うこと。ただ単にマニュアルを策定して交付・配付するだけでなく、全国の自治体を対象とした説明会を実施し、台帳の重要性の周知等を図ること。

② 財政状況が厳しい地方では、行政改革と人員削減を行っているのが現状。その実態を十分踏まえ、林地台帳の整備・運用や、林地台帳の精度を上げるための事業について、技術面の支援と併せて、万全の財政支援措置を講じること。その際、地方交付税措置など「見える形」での財政措置とすること。

③ 林地台帳を活用することによって、自治体が一層活性化するような森林や林地のあり方が、今後大きく問われてくることから、現場の意見が十分反映された制度とすること。

民部田経済農林委員会委員長ほか出席者の意見に対し、本郷森林整備部長は、①マニュアルの策定については、それぞれの自治体の状況に応じたものを作成するよう対応する、②財政措置では、森林の所有者・境界不明の解決を図るための支援（森林整備地域活動支援交付金等）に加え、地方財政措置の充実に求めたい、③人材不足については、都道府県や国有林野職員のOBなど、森林行政に通じている人材を市町村に委託、嘱託という形で紹介するような支援に取り組み」と回答。

さらに民部田経済農林委員会委員長は、「林地所有者の情報を既に整備しているところもあるが、あるべき姿」とある姿が乖離している。これを見極め、現場の声を反映させた「あるべき姿」の林地台帳となるよう配慮していただきたい」と述べた。

最後に伊東農林水産副大臣から「今回の意見、提言を踏まえ検討を進め、皆様にしっかりした説明ができるよう取り組んでいきたい」との発言があり、協議の場を閉会した。

政 策 解 説

# PPP/PFIの最近の動向と 町村における取り組みについて

内閣府民間資金等活用事業推進室 柏 尾 正 樹

### 1 はじめに

政府は、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)を定め12兆円規模にも及ぶPPP/PFI事業を推進しています。こうした取り組みをさらに推し進めるものとして「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討する指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)が決定されました。

本稿では、地域経済の成長と財政健全化を両立しつつ、官民連携で地域づくりを行うことを目指して、町村におけるPPP/PFI事業の活用、PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の決定等の最近の政府の動向、PPP/PFI事業を実施しようとする町村に対する支援策等について解説するものです。なお、文中意見に関する部分は筆者の私見であることをお断りさせていただきます。

### 2 PPP/PFIの活用

PFI(Private Finance Initiative)は、地方公共団体等が民間の資金と経営能力・技術力を活用して公共施設等の整備等を行う事業手法です。平成11年に制定された「民間資金等の活用による

公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいて、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に係る様々な業務の中から全部又は一部をまとめて民間事業者に委ねることにより、民間の創意工夫を生かして効率的・効果的に業務を実施するものです。

公共施設等の整備・運営に民間の創意工夫を活かす取り組みは、PFI事業に限ったものではなく、各分野で様々な事業手法が制度化され実践されてきました。官民が連携して取り組む事業をPPP(Public-Private Partnership)といい、例えば、平成15年に制度化された指定管理者制度など、公共施設等の整備等に当たって民間の役割を拡大した様々なPPP事業が実施されています。

### 3 町村とPPP/PFI

PFI法が施行されてから17年経過し、これまでに約500件のPFI事業が実施されました。この中に、町村が実施したものが40件あります。賃貸住宅、浄化槽、廃棄物処理施設、学校をはじめ様々な公共施設がPFI事業として実施されてきましたが、これらの実施事例はこれから取り組もうとする町村にとって参考になるものと考えられます。こうした中から、注目されるPFI事業について紹介します。

#### (1) 山北駅北側定住促進住宅整備事業

山北町(神奈川県)が、PFI方式で賃貸住宅を整備した事例です。子育て世代を主軸とした中堅所得者の定住促進を目指し、公営住宅(低所得者向けの賃貸住宅)ではなく、所得のある世帯が入居できる賃貸住宅(地域優良賃貸住宅)を供給しました。

山北町では、山北駅前商店街の活気低下や、病院・郵便局等の公共施設の移転による山北駅周辺の機能が低下するといった課題を解決するため、「山北駅北側元氣プラン」を策定し、JR御殿場線山北駅の北側の公共用地の活用方法について検討しました。

図1 町村におけるPFI事業(分野別件数)

事業分野	件数
賃貸住宅	8
浄化槽	8
廃棄物処理施設	5
小学校	3
給食センター	2
複合施設	2
共同利用施設	1
畜場	1
事務庁舎	1
観光施設	1
新エネルギー	1
駐車場	1
都市公園	1
道の駅	1
文教その他	1
老人福祉施設	1
その他	2
合計	40

政 策

その結果、若者世代の定住人口を確保するための住宅の供給が必要であるとされ、本事業を実施したものです。

PF I事業では、賃貸住宅の調査設計から施工までの整備業務と25年間の維持管理業務を民間事業者にて委ねています。二ーズ調査を踏まえた賃貸住宅の形・戸数・家賃などの決定や入居者の募集宣伝業務について、民間のノウハウを活かして実施することで、供用開始から満室の状態となっています。

事業契約額は約9億円で、内訳は、建設費6億円(補助金3億円・民間資金3億円)、維持管理費3億円となっています。民間資金3億円と、維持管理費3億円が25年の割賦払いとなり、その部分は基本的には、家賃収入でまかなわれる形の事業計画になっています。

(2)箱島湧水発電事業

箱島湧水を水源とする鳴沢川は流量が安定しており水力発電の適地です。固定価格買取制度を活用することで、小水力発電事業を安定的に事業化することが可能であることから、東吾妻町(群馬県)では、小水力発電施設の設定と運営を実施するPF I事業を実施しました。

PF I事業者は、水力発電施設の設計、施工、施工管理を実施し、施設的所有権は町に移管するものの、その運営を20年間実施します。運営期間中、固定価格買取制度により事業収入を得て、施設の整備費を回収します。

東吾妻町は、小水力発電の運営期間中、売電収入の一部を当該施設の使用料として得ることを条件として事業者を募集しました。町にとつては、利用されていないエネルギー源を有効に活用することによって、資金調達や支出を行わずに定期的な収入を得ることができるようになった事業です。

この事業では、事業化を検討する町に対して、国が出資する官民ファンド「株民間資金等活用事業推進機構(PF I推進機構)」が協力したため、スピード感をもった事業化が図られました。また、選定された民間事業者に対して、PF I推進機構が地方銀行と協調融資を行いました。PF I推進機構が事業化に向けたサポートを実施した事例です。

(3)函南道の駅・川の駅 PF I事業

函南町(静岡県)では、東駿河湾環状道路の起終点となる函南塚本インターチェンジの開通を契機に、富士山の全景眺望の絶景ポイントに「道の駅」を整備することとしました。隣接して整備される狩野川流域の防災拠点となる「川の駅」とあわせて、函南町では、函南「道の駅・川の駅」PF I事業を実施することとしました。

PF I事業では、施設(交通安全施設、地域活性化機能施設、展望歩道橋等)の設計・建設、15年間にわたるこれらの維持管理、物産販売所・飲食施設等の運営について、一括して民間事

業者に委ねることとしています。

函南町は、PF I事業者にサービス購入料(施設整備費の割賦払いと年間維持管理運営費)を支払うこととしていますが、物産販売所・飲食施設等については独立採算事業とし、その収益の一部は町に支払うこととしています。民間のノウハウを活かして、物産販売所・飲食施設等の設計・建設から運営までを一貫して行うことなどにより、観光振興・地域活性化といった目的を実現することが期待されています。

4 PPP/ PF I手法導入を優先的に検討するための指針

きわめて厳しい財政状況の中で、効果的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力、技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/ PF I手法を拡大していくことが必要です。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)においても「PPP/ PF Iの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/ PF I手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、

国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/ PF I手法導入を優先的に検討するよう、促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされました。

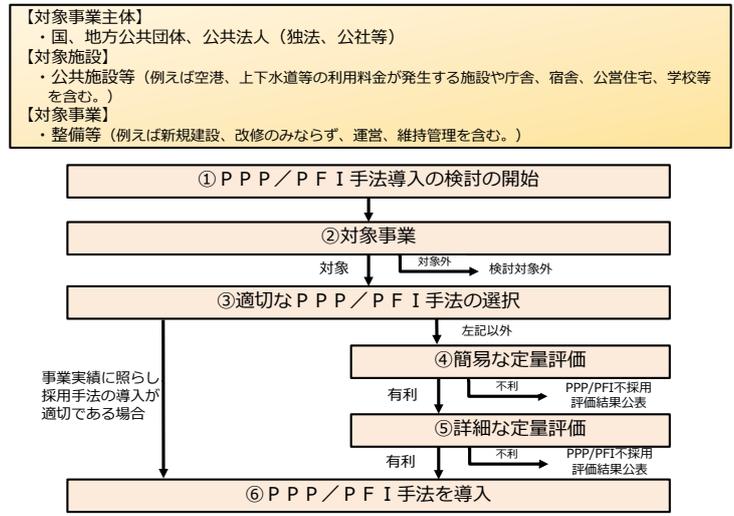
内閣総理大臣を会長とするPF I推進会議で「多様なPPP/ PF I手法導入を優先的に検討する指針」が決定され、内閣府及び総務省から人口20万人以上の地方公共団体には、当該指針を踏まえ、平成28年度末までに優先的検討規程を定めるようお願いするとともに、その他の地方公共団体においても、当該指針を踏まえ、必要に応じて同様な取組を行うようお願いしました。(平成27年12月17日)。

また、内閣府では、当該優先的検討規程を策定するに当たって参考となる手引き「PPP/ PF I手法導入優先的検討規程策定の手引」を策定し、全国の地方公共団体に情報提供しました(平成28年3月17日)。

(1)多様なPPP/ PF I手法導入を優先的に検討する指針(指針)について

公共施設等の整備等に関する事業の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の運営等の方針の見直しを行うに当たっては、多様なPPP/ PF I手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優

図2 優先的検討プロセスの全体像



先して検討すること（優先的検討）が行われるべきです。

指針では、こうした優先的検討の必要性を述べるとともに、公共施設等の管理者等（地方公共団体）がそれぞれ優先的検討のための手続き及び基準等（優先的検討規程）を定めて優先的検討規程を的確に運用することを求めています。指針は、公共施設等の管理者等が優先的検討規程を定める場合の準則としての役割を持っています。

(2) PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引(手引き)について  
PPP/PFI手法導入優先的検討

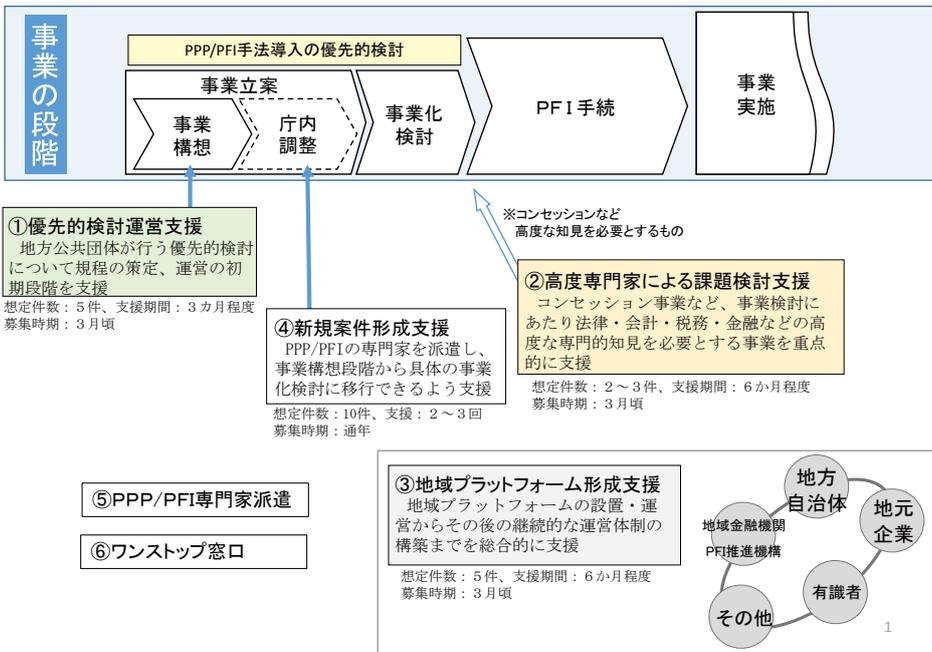
用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとされています。まず専門的な外部コンサルタントに委託せずに、公共施設等の管理者等が自ら、候補とされたPPP/PFI手法の適否を検討し、明らかにPPP/PFI手法導入の見込みのない公共施設整備事業では導入しないこととして、無用な調査に要する費用を削減することができます。

手引きでは、この簡易な検討について、「PPP/PFI手法簡易定量評価調査」の記載例を示しています。また、EXCELのシートとして用意さ

規程策定の手引は、地方公共団体が指針に規定する優先的検討規程を策定する際の参考として内閣府が作成したものです。それぞれの項目において、指針の内容を紹介した後、優先的検討規程の作成の際のポイントと優先的検討規程の例を定めています。

地方公共団体が優先的検討を実施するに当たっては、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合とPPP/PFI手法を採用した場合とで、費

図3 PPP/PFI推進に資する支援措置



専門家派遣、ワンストップ窓口係  
電話：03-6257-1655 E-Mail：g.pfi@cao.go.jp

れた計算表に、考慮する必要がある費用を入力することで、自動的に従来型事業との比較削減費の算出ができ、定量的な評価を行うことができます。

内閣府では、地方公共団体等に対して、図3のとおり、事業の段階に応じ

た6つの支援制度を用意し、PPP/PFIを導入しようとする地方公共団体を支援しています。

具体的なテーマに取り組み地方公共団体を支援するものとして、①優先的検討運営支援、②高度専門家による課題検討支援、③地域プラットフォーム形成支援、④新規案件形成支援の4つの制度があります。継続的な支援制度

5 PPP/PFI 推進のための支援制度

政 策

で現在応募を受け付けています。⑤ P P P / P P F I 専門家派遣は、P P P P / P P F I 事業に取り組み、地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度です。地方公共団体で関係部署の職員を集めて開催する P P P P / P P F I 事業の説明会での講師の役割等を果たしています。⑥ ワンストップ窓口は、P P P / P P F I 事業の実務に関する質問、問合せに答える内閣府の窓口です。内閣府で、法律、会計、金融、コンサルタントなど各分野の専門家の意見を聴取し、一元的に回答するものです。P P P / P P F I 事業について質問がある場合にはお気軽にお電話ください。

**6 おわりに**

今後の高齢化や人口の減少、公共施設・生活インフラの老朽化と更新投資の必要性の高まりなどを考えると従来のやり方では財源不足は目に見えています。地域経済の成長と財政健全化を同時に進めるために官民連携事業は必要であり、P P P P / P P F I 手法に着目する必要があります。

先に紹介したように、町村においても P P F I 事業を活用する事例が着実に増加しており、さらに様々な形での P P P への取り組みが広がっています。こうした実例についてはインターネット上で公開され、町村が事業を検討する

際に利用できる情報が格段に増加しています。また、地域プラットフォームを通じた情報提供により、P P P P / P F I 方式について、地域の事業者が学習する機会も増えています。

町村では、職員の採用も少なくなり、施設の問題のみならず、役場の運営自体も問題化する時期が早くやってきます。その時、民間事業者の力は必ずなくてはなりません。全ての公共施設やインフラを維持することはできないため、廃止・統合・新設・改修のルールを明確にし、官民連携の形を構築するため、いかに早くからこの問題に取り組む、人・生活インフラ・公共施設の問題を解決する道筋をつけるかが、重要な鍵となります。まちに残る子供たちへ負の財産を押し付けけないよう、その解決に前向きに取り組む中で、P P P / P P F I 手法の一つの策として活用されることを期待します。

なお、本稿で紹介した様々な情報は内閣府 P P F I 推進室の H P に掲載していますので、ごつごつご覧ください。  
<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

**◎ 休刊のお知らせ ◎**  
5月2日付・9日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。  
第2959号は5月16日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

# 交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

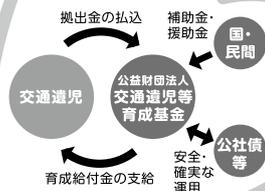
(お問い合わせ・お申し込み)  
公益財団法人 **交通遺児等育成基金**  
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階  
☎ **0120-16-3611** (通話無料)  
<http://www.kotsuiji.or.jp>

協力団体 / 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5608-7560)

## 交通遺児 育成基金制度とは

自動車事故で父親あるいは母親を亡くした遺児が交通遺児育成基金に加入し、損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むと、これに国や民間からの拠出金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

## 交通遺児 育成基金の仕組み



- 満16歳未満(0~15歳)まで加入できます。
- 拠出金は加入年齢で金額が異なります。
- 育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。
- 給付期間は加入月の翌月から満19歳に達する月まで、3カ月ごとにまとめて支給されます。
- 入学・就職や給付終了時にお祝いを支給。加入者とその家族への援護活動も行っています。

随 想

私が生まれ育った飛島村は、愛知県の西南部に位置し、伊勢湾に臨み、西側には木曾川が流れ、東は名古屋に隣接しています。江戸時代の新田開発の干拓により、土地を広げ、発展してきました。江戸・明治・大正・昭和と時代が変遷する中で、農業と漁業が盛んに営まれてきた地域であります。昭和34年9月、伊勢湾台風の襲来により、壊滅的な被害を受けましたが、村民の努力により、復興を遂げました。昭和38年から開始された臨海部の造成工事が完了し、昭和46年に名古屋港の一部であ



く の と き お  
久野 時 男  
とびしま  
愛知県町村会長・飛島村長

随 想

「どうかよろしく！」  
— 意義ある自治体交流を —

る西部臨海工業地帯が村に編入され、現在の飛島村が形成されてきました。

村の北部は農村地帯、南部は臨海工業地帯と様相を異にしており、昔ながらの農業を主にした田園風景と、港内にある各種工場・広大なコンテナ埠頭を持つ港湾施設等が共存している村となっています。長年にわたり「日本一の健康長寿村づくり」に取り組み、村民と力を合わせて「小さくてもキラリと光る村」とびしま」を目標にして、がんばっています。私が、今思い描いている構想の一つに、豊根村（愛知県）や南種子町（鹿児島県）との自治体交流があります。この紙面をお借りして、その一端を紹介したいと思います。

平成28年2月、愛知のてっぺん、茶臼山高原のある豊根村で、恒例の星空観察会が開催されました。大小の様々な星たちが次々と見えてきます。さらに、想像を膨らませると、星座の世界が描き出されてきます。冬はマイナス10℃以下の極寒の地となりますが、星々の美しさは格別です。豊根村は、愛知県の中で最も星空に近い自治体です。

その星空に向かって、2月17日午後5時45分南種子町の種子島宇宙センターから、X線天文衛星ASTRO-O-Hを搭載したH-IIAロケット30号機が打ち上げられました。高く昇っていく様子は、圧倒的な迫力で、日本の科学力のすばらしさを印象づけました。南種子町は、日本の中で最も宇宙に近い自治体の一つです。わが飛島村は、この二つの町・村

と強いつながりを持っています。いわゆる地域間交流を進めている、またこれから進めていく自治体同士であります。互いの共通項を基盤として、人的交流を中心に、よりよい地域づくりを旨とするという目標を持って活動しています。

豊根村とは、平成28年1月19日に、愛知県の大村知事に立会いをしていただき、愛知県公館にて、「友好自治体提携調印式」を行いました。飛島村と豊根村は、それぞれ愛知県の西南部と東北部に位置し、尾張と三河、臨海平野部と山間部、河口部と源流部といった違いがあり、それぞれの特性を活かして発展してきました。平成24年12月に「災害時における相互応援協定」を締結して以降、交流を積み重ね、相互の理解と信頼を深めてきています。実績が積み上がったこの機に、愛知県内で二つしかない村同士が、さらに多方面にわたって交流を深め、両村の活性化を図るため、友好自治体提携を結ぶことになりました。今後、両村の住民の相互交流や相互理解がいつそう深まるよう、各種の取り組みを円滑に推進していきます。

また、南種子町とはロケットが取り持つ縁で、互いの交流を始めようと動いています。南種子町には、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の発射場・種子島宇宙センターがあり、飛島村には国産ロケット組み立て拠点となっている三菱重工飛島工場があります。日本の科学技術の粋を集めた「ロケット」交流による姉

妹盟約を結び、まさに、夢とロマンがいつばいの宇宙を舞台にした交流にしたいと考えています。人口5、900人ほどの南種子町と人口4、600人ほどの飛島村ではありますが、夢は果てしなく大きなものがあります。まずは、次の三つの内容を中心に、交流を進めていきます。

- (1) 子どもたちの相互交流  
平成28年度は、夏休み期間中に南種子町の子どもたち(小学生を予定)に飛島村を訪問してもらい、三菱重工の飛島工場の見学、宇宙教室等への参加をします。飛島村の子どもたちとも交流し、研修を行います。また、冬休み期間中には、飛島村の6年生(希望者)を派遣し、種子島宇宙センター・宇宙科学技術館の見学、「少年の翼」の団員との交流等を行います。
- (2) 物品の交流  
それぞれの特産物・特産品をイベントで販売したり、町内や村内の食堂・売店、産直市で取り扱ったりしていきます。
- (3) 災害協定  
お互いの町・村が大規模な自然災害などに遭った場合、職員の派遣、物資の搬送を行います。

以上のようなことを考え、検討していこうと現在話し合っているところがあります。あせらず、しっかりと手を結び、夢の実現に向かって、自然体で心が通じ合える関係を築いていきたいと思っています。住民同士の絆が、いつそう強まることを期待して。

# TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



## 土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、  
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、  
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。  
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室  
平日料金10,100円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金  
**15% OFF** 8,600円より  
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 8,100円より



ダブル 12 室  
平日料金 13,700 円 **DOUBLE ROOM**  
(2名利用) ※1名利用の場合 11,400円

金曜日料金  
**15% OFF** 11,600円  
※1名利用の場合 9,600円  
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 10,900円  
※1名利用の場合 9,000円



ツイン 17 室  
平日料金 19,000円より **TWIN ROOM**  
(2名利用)

金曜日料金  
**15% OFF** 16,200円より  
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 15,200円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修・パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00  
ティータイム 14:00 ~ 17:00  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30  
(14:00ラストオーダー)  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30ラストオーダー)



**ZCK 全国町村会館**

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

**TEL 03(3581)0471**

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。

ホームページは

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- タクシー東京駅から約20分

